

国民健康保険税について

1 国民健康保険

日本では、すべての国民がいずれかの医療保険に加入しなければなりません（国民皆保険制度）。

国民健康保険法では、都道府県の区域内に住所を有する者(※1)は、国民健康保険に加入することを原則としており、以下のいずれかの公的医療保険に加入していれば国民健康保険に加入しなくてもよいものとされています。

(※1) ... 住民票に記載のある外国人（外国人住民）を含む。

保険者名	加入者（被保険者）	備考	
協会けんぽ （全国健康保険協会）	中小・零細企業などの労働者とその被扶養者	いわゆる 「社保」	被用者保 険
組合健保 （組管掌健康保険）	大企業など、独自で健康保険事業を行なう法人の労働者とその被扶養者		
共済組合	公務員等とその被扶養者		
後期高齢者医療制度	75歳以上の者		

また、生活保護適用者等は国民健康保険の被保険者としません。

【関連法令：国民健康保険法第5条・第6条】

2 国民健康保険税とは

国民健康保険税（国保税）は、課税の目的ごとに算定した医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分の金額を合算したものです。

・医療保険分

国保加入者が診療を受けたときの医療費の支払いに充てる財源となる。

・後期高齢者支援金分

後期高齢者医療制度を支えるために各保険者が納める支援金の財源となる。

・介護保険分

40歳以上の方は介護保険の被保険者となり介護保険料を納めるが、40歳から64歳までの間は、加入する医療保険の一部として介護保険分を納める。

用語

地方税法上	通称・略称		
基礎課税額	医療保険分	医療分	
後期高齢者支援金等課税額	後期高齢者支援金分	後期分	支援分
介護納付金課税額	介護保険分	介護分	

3 納税義務者は「世帯主」です

国保税は、被保険者個々ではなく、世帯単位で課税されます。

世帯主が国保の被保険者であるなしにかかわらず、家族の中（同一世帯）に国保の被保険者がいますと、世帯主が国保税の納税義務を負います。

自身は国保の被保険者でない世帯主を「**擬制世帯主**」、そのような世帯を「**擬制世帯**」といいます。

※ 国民健康保険税額所得割の算定には、擬制世帯主分は含まれておりません。

4 課税の内容

(1) 医療保険分(基礎課税分)

・被保険者全員が対象(擬制世帯主は含まない)

項目	令和3年度	令和4年度
所得割	課税所得金額(※2)の8.01%	同左
均等割	1人当たり 20,000円	同左
平等割	1世帯あたり 24,000円	同左
限度額	63万円	65万円

(※2) 被保険者の前年の総所得金額等から基礎控除を差し引いた額

基礎控除…43万円（前年の合計所得金額が2400万円以下の場合。）

(2) 後期高齢者支援金分

・被保険者全員が対象（擬制世帯主は含まない）

項目	令和3年度	令和4年度
所得割	課税所得金額の1.8%	同左
均等割	1人当たり 10,000円	同左
限度額	19万円	20万円

(3) 介護保険分

・40歳から64歳までの被保険者が対象（擬制世帯主は含まない）

項目	令和3年度	令和4年度
所得割	課税所得金額の1.1%	同左
均等割	1人当たり 10,000円	同左
限度額	17万円	同左

5 国民健康保険税の決定

国保税は、毎年7月にその年度の税額を決定し、納税通知書を発送します。

転入や社会保険からの離脱などで、7月以降の年度途中で加入した方は、届出のあった月の翌月に納税通知書を発送します。

6 国民健康保険税額の変更

世帯内の被保険者の異動（転入、転出、社保離脱、社保加入 など）により税額の変更が生じた場合、月締めでまとめて処理し、翌月15日に変更通知書を発送します。

国保税は届出日に関係なく、異動の事実が発生した日をもとに算定します。年度途中の異動は月割をしますが、その月数は月末の資格の有無でカウントします。

また、期限後申告や更正などにより世帯の前年の所得金額が増減した場合、変更後の所得金額をもとに国保税を再計算し、税額が変更されます。

7 徴収方法と納期

●普通徴収（納付書、口座振替）

納期：年8回（7月末から2月末）

●特別徴収（年金からの天引き）

納期：年6回（4・6・8・10・12・2月）

〔該当要件〕

- ・世帯主が国保の被保険者（擬制世帯主は対象外）
- ・世帯の国保被保険者全員が65歳から74歳。
- ・世帯主の年金額が、年額18万円以上
- ・世帯主の介護保険料が年金天引きで、国保税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない

注：年度途中で65歳または75歳を迎える場合、その年度は普通徴収。

8 転入により国保に加入した方の国民健康保険税

他の市区町村から転入した場合、所得の把握ができず所得割の算定ができないため、前住所地に所得照会を行い、回答をもって税額計算を行います。

ただし、月締めの処理までに回答が間に合わない場合は、一旦、所得割を0円として算定し課税します。

後日回答があり次第、所得割を再計算し、国保税の変更納税通知書を送付します。

9 申請による軽減・減免

(1) 非自発的失業者軽減制度について

会社都合等で失業された方で、退職日現在65歳未満で雇用保険受給資格者証をお持ちの方が対象となります。国民健康保険税の税額算出にあたり、対象の方の前年の給与所得を30/100で計算をします。

軽減対象となる期間は、失業の翌日から翌年度末までとなります。

(2) その他の減免制度について

天災や火災等による被害を負ったことにより支払いが困難な場合、失業等により収入が減少し疾病等により就労も困難な場合などは、申請によりこの事情を調査し、その結果国民健康保険税が減免されることがあります。

〔新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者〕

令和2年度及び令和3年度は、国が示した基準に沿って特例の減免取扱要綱を制定し、全額を国からの財政支援を受けて減免を実施しました。

令和4年度も、国が減免総額の10分の4を財政支援するとの方針が示されましたので、同様に特例の減免取扱要綱を制定し、減免を実施する予定です。